

令和3年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年6月10日(木)
招集場所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 大塚清徳委員 小林正美委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
傍聴人	1人
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第3回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号14番の田中委員と議席番号16番の富田委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、岩佐委員、大太委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ番号20の日下から、番号22の大篠津町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示しますのでスクリーンをご覧ください。

番号20番の日下について説明します。申請地は、日下の集落の東に位置します田1筆、656平方メートルの農地です。親族間の贈与です。取得後の経営面積は135アールです。

次に21番の八幡及び諏訪について説明します。申請地は五千石公民館の北に位置します田6筆、畑3筆12,689.96平方メートルの農地で渡人の希望により受人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は291アールです。

次に22番の大篠津町について説明します。申請地は米子空港近くに位置します、畑1筆297平方メートルの農地です。隣接耕作者の受人が売買を希望し、この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は117アールです。

3条許可案件は以上です。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

番号20の目下について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

20番について補足します。譲渡人は元々譲受人の家から嫁がれたのですが、高齢で跡継ぎも無く農業が出来ないという事で、今般贈与によって所有権を移転するものです。現地調査は5月28日に福島推進委員及び事務局と行いました。該当地は適正に管理されており、特に問題無いと思います。

議長（田邊会長）

続きまして、番号21の八幡、諏訪について担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

この件は、旦那が亡くなられ、一人残された奥さんが本土地を引き継いだのですが、離農したいという事です。現在この地域には住んでおられません。そこで探しておられたところ、今画面で見えます建物とこの解体費用も含めたもので売買が成立したという事です。写っている田が、ほ場整備がしていない上からの水をいただく田で、その田の耕作者との話合いも出来て問題はありません。

議長（田邊会長）

続きまして番号22の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

22番について説明します。現地調査は5月19日に角農業委員、本池推進委員で行いました。譲受人は隣接農地を譲渡人から借りて以前から耕作しており、この度両者が合意し売買に至ったものです。許可については問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ番号27の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

27番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。6月2日に矢倉農業委員、松本推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大45センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック70センチを設置します。雨水は、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号28から番号30の彦名町について、一括して審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

公本農業委員

28番及び29番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は貸駐車場です。6月3日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大20から30センチの盛土造成を行います。流出防止措置として、隣地境界に土羽打を行い、土羽打は8分くらいの土羽にしてもらうように話しています。これが9分とか1割だとすぐ流れますので、せいぜい8分くらいに土羽打をしてくださいとお願いしておきました。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま。

30番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。6月5日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は35から45センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチを4段から5段設置します。雨水は、農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書、抵当権者の同意を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ番号31の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進農業委員

31番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。造成計画は整地して現状のまま使用します。雨水は既設道路側溝へ流す計画です。汚水は公共下水へ流す計画です。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は貸渡人の所有地のみです。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号32の古豊千から番号33の高島について、一括して審議します。

32番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は資材置場、貸駐車場及び進入路です。貸駐車場は、譲受人のグループ企業の有限会社青空オートへの貸駐車場です。約50台分の車両置き場として利用します。6月3日に田邊農業委員、森中推進

委員と現地確認を行いました。造成計画は最大20センチの盛土造成を行います。雨水は浸透柵で地下浸透させる計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は譲渡人の所有地のみのため、同意は不要です。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。33番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は既存施設を拡張で資材置場です。4月27日に箕蚊屋ブロックの農業委員、田中会長職務代理、森中推進委員及び事務局で現地確認を行い、再度、6月3日に田邊農業委員、森中推進委員と現地確認を行い、疑問点をそれぞれ確認しました。造成計画は70から100センチの盛土造成を行い、全面コンクリート舗装します。擁壁として、コンクリートブロック20センチを3段、L型擁壁80から200センチを設置します。雨水は敷地内の新設側溝へ自然流下後、農業用排水路へ流す計画で特に問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。転用について特に問題はないと思われま

す。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

33番について、現地確認したときに農業用水とよく分からない境界があった件はどうなのですか。

議長（田邊会長）

境界の所は原野になっており、ここは農業委員会の転用には特に関係が無かったのでここに載せていません。そこは購入して一緒に使う予定にしています。

関本農業委員

農業用水は埋めてしまうという事ですか。

事務局（石田主任）

用途廃止の方は箕蚊屋土地改良区と協議が整って、取り壊しを行った上で新設側溝を設置するという事になります。

議長（田邊会長）

原野も取り込んで、そこに側溝を付けるという形になります。

関本農業委員

側溝を作るという事ですね。その側溝の所有権はどこになるのですか。

議長（田邊会長）

敷地内に作りますので、購入者の所有になります。

関本農業委員

用水はどうなるのか。

議長（田邊会長）

用水は、用途廃止です。一応調べましたら、その田んぼしか使ってなかったもので、廃止しても問題無いという事で判断しました。

関本農業委員

工事する前の農業用水は、所有権は米子市ですか、それともどこですか。

事務局（石田主任）

米子市です。

関本農業委員

譲渡したって事か、無償で。

事務局（石田主任）

法定外公共物という事で、払い下げという事になります。

関本農業委員

排水は側溝を仕直すって事ね。側溝は仕直すけど、所有権は新しい所に行くって事ね。

議長（田邊会長）

そうです。敷地内に水路を設けて、中の水はそこで回収するという事です。

関本農業委員

はい、了解しました。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号34の淀江町佐陀から番号36の淀江町福岡について、一括して審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

長澤推進委員

34番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。6月5日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は表層に真砂を入れ、転圧のみ行ないます。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、公共下水へ流す計画です。自治会長の同意を確認しています。隣接農地、実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下

水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

田中推進委員

35番と36番について一括で説明します。昨年第1期工事を行われ現在稼働中ですが、その施設の東側にあたる所です。転用目的は太陽光発電施設です。6月3日に富田農業委員、田中推進委員と現地確認を行いました。造成については、現状のまま利用する計画です。周囲には高さ120センチのフェンスを設置します。雨水は地下浸透及び農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ議案第3号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

机の上の航空写真をご参照ください。それでは、番号1から23の淀江町西原、淀江町稻吉について説明します。資料の1枚目は詳細図

の区画割りを示したもので、2枚目以降の詳細図1から6までは該当地を示したものとなっています。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思いますが、現地は山裾または山の中に位置しており、現況も全て山林又は原野と言える状況です。非農地判断が適当ではないかと考えますので、ご審議をお願いします。なお、総会での決定後は、地権者又は管理者に対し、非農地認定通知及び地目変更申請書等を送付することになります。地目変更申請の手続きについては、法務局とは調整済みです。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

池口推進委員

では一括で。写真見てもらったら分かるように、一つは壺瓶山といって淀江町西原に日吉神社という所がありまして、その裏は全部山です、原野。この写真見てもらったら分かります。稲吉という所も真名井から東側の方に行った所ですけども、ここも全部竹やぶの状態です。西原については私が子供の頃から竹やぶだったようで、どうにもならないような所です。森林とか原野で認定して問題無いと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、11ページ議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、14

ページ番号6-1から番号6-5までを一括して審議します。番号6-2は、関係者の田子委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14ページ番号6-1から番号6-2は再設定です。番号6-3は新規設定です。番号6-4から番号6-5は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、14ページ番号6-2について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、残りにつきまして、一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、18ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号6-1から19ページ番号6-7までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。18ページ番号6-1から19ページ番号6-7まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので6件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替0件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で1件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、21ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは22ページ番号1から23ページ番号6までを一括審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。22ページ番号1から23ページ番号6は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号3は南部町で耕作をされており米子市では初めての配分です。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

26ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

27ページから29ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、30ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について4件を受理しています。

次に、31ページから32ページの非農地転用現況証明について、5件を証明しています。

次に、33ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件を回答しています。

次に、34ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画という資料をお配りしています。これは、担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地に関する措置に関する評価などについてホームページ等で公表しているものです。令和2年度の主な実績は、担い手への集積・集約化について710ヘクタール、新たに農業経営を営もうとする者の参入については3経営体、遊休農地の解消実績は12.1ヘクタール、農地の利用意向調査については386筆、18.5ヘクタールです。令和3年度の目標としては、担い手への集積・集約化について、令和2年度の実績から50ヘクタール増やし760ヘクタール、遊休農地の解消を20ヘクタールとしています。

続いて、7月定例総会については、7月9日金曜日、米子市役所401会議室で開催予定です。

次に、6月の農地相談は、令和3年6月23日水曜日、午後2時から五千石公民館、令和3年6月25日金曜日午後2時から米子市淀江支所で行います。

次に、6月分の活動実績報告書ですが、7月5日月曜日に提出いただけますと助かります。また、毎月の活動につきまして、提出を遠慮している方がおられるようです。毎月の活動が0件という方におかれましては、今1度活動状況を振り返っていただき、活動報告書を提出いただきますようお願いいたします。

また、7月総会において、任期が1年間となっています会長職務代理者の選挙及び運営特別部会の互選会を行う予定としています。なお、広報部会の任期は3年間となっています。私からは以上です。

事務局（宅和事務局長）

この度、遊休農地に関する通知文書を配布しています。

利用状況調査で発見した山林原野は、年内に非農地判断をするようにということです。米子市では、土地改良区の受益地が非農地に該当する場合、土地改良区の賦課金徴収に支障が生じる恐れがある事から非農地判断をしていませんが、土地改良区の脱退決済金が払われたう

えで非農地判断が出来るような仕組みを事務的に検討していこうと思っています。

次に遊休農地所有者に対する意向調査で、今までは意向調査で農地中間管理事業を利用したいと表明された方には、再度の意向調査は不要でしたが、今年からは毎年意向調査をするようにということです。負担も増えると思いますがよろしくお願いします。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時20分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員